

勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ1.15月分）とすること。

イ 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分（特別管理職員にあつてはそれぞれ0.55月分）とすること。

2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成31年4月1日から実施すること。